

議案第5号

南房総市任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
南房総市任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月12日提出

南房総市長 石井 裕

南房総市任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例
(南房総市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 南房総市任期付職員の採用等に関する条例（平成28年南房総市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」の次に「、第5条」を加える。

第6条を第7条とする。

第5条中「第2条又は第3条」を「第2条から第4条まで」に改め、「採用された職員」の次に「又は短時間勤務職員」を加え、同条を第6条とする。

第4条中「前条第1項第1号」を「第3条第1項第1号」に改め、「により同条」の次に「又は前条」を、「採用された職員」の次に「又は短時間勤務職員」を加え、「において、同条」を「であって、これら」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない

時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 南房総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年南房総市条例第38号）第15条第1項に規定する介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

（南房総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 南房総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年南房総市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員及び南房総市任期付職員の採用等に関する条例（平成28年南房総市条例第3号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第4条第2項本文中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同項ただし書中「育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第12条第1項第1号及び第4項中「育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

（南房総市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 南房総市職員の育児休業等に関する条例（平成18年南房総市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 南房総市任期付職員の採用等に関する条例（平成28年南房総市条例第3号）第

4 条第 3 項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第 1 4 条の表第 2 0 条第 2 項の項中「勤務割合」を「勤務時間条例第 2 条第 3 項又は第 4 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員又は当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数」に改める。

第 1 7 条の 2 の表第 2 8 条の 4 の項中「第 2 8 条の 4」を「第 2 8 条の 4 第 1 項」に改める。

(南房総市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 南房総市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 8 年南房総市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 1 項中「（以下「勤務割合」という。）」を削り、同条第 2 項中「平成 2 8 年南房総市条例第 3 号」の次に「。以下「任期付職員条例」という。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 任期付職員条例第 4 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額、前項の規定による給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 1 6 条第 2 項第 2 号及び第 1 7 条第 2 項中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第 2 0 条第 2 項ただし書中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、「勤務割合」を「勤務時間条例第 2 条第 3 項又は第 4 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員又は当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数」に改める。

第 2 8 条の 4 に次の 1 項を加える。

2 第 6 条第 6 項、第 7 条、第 1 2 条、第 1 5 条及び第 2 7 条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の南房総市任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定による短時間勤務職員の任期を定めた採用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第5号 南房総市任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

(南房総市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正) (第1条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第2項、第4条、<u>第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定により、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条、第3条 (略)</p> <p><u>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</u></p> <p>第4条 <u>任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</u></p> <p>(1) <u>南房総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年南房総市条例第38号）第15条第1項に規定する介護休暇の承認</u></p> <p>(2) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定により、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条、第3条 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(任期の特例)</p> <p><u>第5条</u> 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、<u>第3条第1項第1号</u>に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は<u>前条</u>の規定により任期を定めて採用された職員又は<u>短時間勤務職員</u>の任期を延長することが必要な場合であって、<u>これらの規定</u>により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。</p> <p>(任期の更新)</p> <p><u>第6条</u> 任命権者は、<u>第2条から第4条</u>までの規定により任期を定めて採用された職員又は<u>短時間勤務職員</u>の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。</p> <p><u>第7条</u> (略)</p>	<p>(任期の特例)</p> <p><u>第4条</u> 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、<u>前条第1項第1号</u>に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合において、<u>同条の規定</u>により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。</p> <p>(任期の更新)</p> <p><u>第5条</u> 任命権者は、<u>第2条又は第3条</u>の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。</p> <p><u>第6条</u> (略)</p>

(南房総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正) (第2条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第1条 (略) (1週間の勤務時間) 第2条 (略) 2、3 (略) 4 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員及び南房総市任期付職員の採用等に関する条例(平成28年南房総市条例第3号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u> 5 (略) (週休日及び勤務時間の割り振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 第4条 (略) 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時	第1条 (略) (1週間の勤務時間) 第2条 (略) 2、3 (略) 4 (略) (週休日及び勤務時間の割り振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 第4条 (略) 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時

改正案	現行
<p>間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（<u>育児短時間勤務職員等</u>にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（<u>育児短時間勤務職員等</u>にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（<u>育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（<u>育児短時間勤務職員等</u>にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p>	<p>間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（<u>育児短時間勤務職員等</u>にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（<u>育児短時間勤務職員等</u>にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（<u>育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（<u>育児短時間勤務職員等</u>にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p>
<p>第5条～第11条 (略)</p>	<p>第5条～第11条 (略)</p>
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（<u>育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない<u>育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>の年次休暇の単位は、1時間とする。ただし、これにより難い場合として規則で定める場合にあつては、規則で定める</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（<u>育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない<u>育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員</u>の年次休暇の単位は、1時間とする。ただし、これにより難い場合として規則で定める場合にあつては、規則で定める単位とする。</p>

改 正 案	現 行
単位とする。 5 (略) 第13条~第20条 (略)	5 (略) 第13条~第20条 (略)

(南房総市職員の育児休業等に関する条例の一部改正) (第3条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案			現 行		
<p>第1条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 南房総市任期付職員の採用等に関する条例(平成28年南房総市条例第3号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>第2条の2～第13条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務等をしている職員についての給与条例の特例)</p> <p>第14条 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第1条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第2条の2～第13条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務等をしている職員についての給与条例の特例)</p> <p>第14条 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第20条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員	第20条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
	<u>勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められた</u>	算出率		<u>勤務割合</u>	算出率
	<u>当該定年前再任用短時間勤務職員又は当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数</u>				

改正案			現行		
第15条～第17条 (略)			第15条～第17条 (略)		
<p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第17条の2 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第17条の2 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第28条の4第1項	第6条第6項、第7条、第12条及び第27条	第12条	第28条の4	第6条第6項、第7条、第12条及び第27条	第12条
	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員に限る。）		定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員に限る。）
第18条～第24条 (略)			第18条～第24条 (略)		

(南房総市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正) (第4条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>第6条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額を、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額を、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 南房総市任期付職員の採用等に関する条例(平成28年南房総市条例第3号。以下「<u>任期付職員条例</u>」という。)第3条の規定により採用された職員(以下「<u>任期付職員</u>」という。)の給料月額は、当該任期付職員に適用される給料表の任期付職員の項に掲げる給料月額のうち、当該任期付職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>3 <u>任期付職員条例第4条の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)の給料月額は、前項の規定による給料月額を、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>第6条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額を、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額を、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「<u>勤務割合</u>」という。)を乗じて得た額とする。</p> <p>2 南房総市任期付職員の採用等に関する条例(平成28年南房総市条例第3号)第3条の規定により採用された職員(以下「<u>任期付職員</u>」という。)の給料月額は、当該任期付職員に適用される給料表の任期付職員の項に掲げる給料月額のうち、当該任期付職員の属する職務の級に応じた額とする。</p>
<p>第7条～第15条 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間(以下この項において「支給対象期間」という。)、第2号に掲げる職員にあっては</p>	<p>第7条～第15条 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間(以下この項において「支給対象期間」という。)、第2号に掲げる職員にあっては</p>

改正案	現行
<p>ては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第18条、第19条 (略)</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表第8に定めるところによる。ただし、同表に規定する月額定めの手当を定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に支給する場合の手当額は、当該手当の額に勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員又は当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>ては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第18条、第19条 (略)</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表第8に定めるところによる。ただし、同表に規定する月額定めの手当を定年前再任用短時間勤務職員に支給する場合の手当額は、当該手当の額に勤務割合を乗じて得た額とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>3、4 (略)</p> <p>第21条～第28条の3 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第28条の4 第6条第6項、第7条、第12条及び第27条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p><u>2 第6条第6項、第7条、第12条、第15条及び第27条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</u></p> <p>第29条～第37条 (略)</p>	<p>3、4 (略)</p> <p>第21条～第28条の3 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第28条の4 第6条第6項、第7条、第12条及び第27条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>第29条～第37条 (略)</p>

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の南房総市任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定による短時間勤務職員の任期を定めた採用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。